

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	六甲山系砂防事業里山町地区他不動産表示登記申請等業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 六甲砂防事務所長 国土交通技官 田中 秀基 兵庫県神戸市東灘区住吉東町3丁目13番15号
契約締結日	令和 1年 6月14日
契約の相手方の氏名及び住所	界生測量事務所 兵庫県神戸市北区小倉台4-9-11
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥825,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥830,223-
随意契約によることとした理由	本業務は、前々年度において一般競争により上記業者と契約した六甲山系砂防事業高取地区他不動産表示登記等業務において、公共用地取得に伴う分筆登記等の表示登記を行うために必要となる資料調査や現地調査は完了しているものの、履行期限内に用地売買契約締結にまで至らなかったため履行することができなかった分筆登記等の表示登記申請手続きについて、今年度において行うものである。 分筆登記等の法定添付情報である地積測量図の作成者は、その図面に表示された土地について実際に調査・測量を行った者である必要がある（昭和61年9月29日民三第7271号民事局長回答）、また、調査・測量と登記申請手続きは一連の業務であり切り離すことはできないとされており、調査・測量、地積測量図の作成及び登記申請手続きは一体不可分の作業である。 また、平成23年に法務省における分筆登記等の表示登記時における実地調査に係る指針が改正され、その後管轄法務局ごとに順次、登記官による実地調査が積極的に実施されるようになったが、この実地調査はその土地を調査・測量し、現地の状況に精通した者以外では対応できない。 従って、本業務を履行できるのは、前々年度において六甲山系砂防事業高取地区他不動産表示登記等業務を実施した(前年度は六甲山系砂防事業山田町下谷上地区他不動産表示登記申請等業務を実施済)者のみであるため、上記の相手方と随意契約を締結するものである。 なお、随意契約を締結することにより、別途発注した場合に必要となる資料調査や現地調査が不要となり、事業執行の効率化に寄与するものである。
備考	